

令和 4 年 10 月 28 日
福井県知事 杉本 達治

「令和 5 年度税財政等に関する提案（案）」について

V 税制抜本改革の推進等

1 自動車関係諸税の見直し

- 自動車関係諸税は、地方における重要な自主財源となっており、中でも、自動車税は、財産税的性格と道路損傷負担金的性格を併せ持つ都道府県の基幹税である。
- 一方、カーボンニュートラル実現に向けた電動車の増加など自動車を取り巻く環境は大きく変化しており、現行制度を前提とすれば、さらなる税収減が見込まれ、変化に対応した制度見直しの必要性が高まっている。
- 例えば、乗用車の種別割について、現行制度では総排気量を基準とした課税がなされているため、排気量のない電気自動車・燃料電池車には一律で最低税率が適用されているが、技術革新が進む中において、自動車の財産的価値等をよりの確に反映する新たな基準を検討する必要があるのではないか。
- 自動車関係諸税の見直しに当たっては、2050 年カーボンニュートラルの目標実現への寄与も考慮しつつ、道路の維持・整備などの財政需要を踏まえ、受益者である自動車ユーザーに適正な負担を求める観点が必要であり、地方の財政運営に支障の生ずることのないよう、税源の安定確保に十分配慮した税制の検討を求めていくべきである。